

令和2年宇治田原町重大事件等調査特別委員会

令和2年12月21日

午前10時開議

議事日程

日程第1 行政報告

・職員の再逮捕について

日程第2 その他

1. 出席委員

委員長	1番	浅田晃弘	委員
副委員長	5番	山内実貴子	議員
	2番	原田周一	議員
	3番	宇佐美まり	議員
	4番	山本精	議員
	6番	上野雅央	議員
	7番	藤本英樹	議員
	8番	森山高広	議員
	9番	馬場哉	議員
	10番	榎木憲法	議員
	11番	今西利行	議員
	12番	谷口整	議員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町長	西谷信夫君
副町長	山下康之君
都市整備政策監	星野欽也君
総務担当理事	奥谷明君
健康福祉担当理事	黒川剛君

建設事業担当理事事務 代理兼上下水道課長	垣 内 清 文 君
教 育 次 長	野 田 泰 生 君
総 務 課 長	青 山 公 紀 君
企 画 財 政 課 長	村 山 和 弘 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	矢 野 里 志 君
庶 務 係 長	太 田 智 子 君

開 会 午前10時00分

○委員長（浅田晃弘） 本日は、大変急な招集をさせていただきましたところ、ご出席をいただき、ご苦労さまでございます。

本日の特別委員会は、本町職員が19日に加重収賄の疑いで再逮捕されたことにより、職員の再逮捕について、町当局より説明を願いたいと思います。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。

ここで、町長からご挨拶を受けたいと思います。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 改めまして、おはようございます。

先日は、12月定例会を無事閉会いただきましたことに心からお礼を申し上げたいと思います。定例会閉会后に、この重大事件等調査特別委員会を開催していただいたところでもございました。そういった中で、本日また急遽特別委員会を開催していただきますことになりましたことに、誠に申し訳なく思っておりますのでございます。

12月8日に本町職員の光嶋隆が、官製談合防止法違反で逮捕されました。また再び12月19日に加重収賄の容疑で逮捕されたことにつきまして、心からお詫びを申し上げますとともに、この件につきましてご報告をさせていただきたいと思いますので、最後までどうぞよろしくお願いを申し上げます。本日は、急遽本当にご苦労さまでございます。ありがとうございます。

○委員長（浅田晃弘） ありがとうございます。

出席委員数は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまから重大事件等調査特別委員会を開催いたします。

会議は、お手元に配付しております会議日程及び資料等により進めさせていただきます。

これより議事に入ります。

日程第1、行政報告について。

町当局より、職員の再逮捕について、説明を求めます。西谷町長。

○町長（西谷信夫） すみません、議題となっております職員の再逮捕について、ご説明を申し上げます。

ご存じのとおり、令和2年12月8日に官製談合防止法違反の容疑で逮捕されました本町総務課付理事、光嶋隆が、入札情報に関する秘密事項を漏らした見返りに現金の供与を受けたということで、12月19日に加重収賄の容疑で再逮捕という形になったわ

けてございます。このような事態に至りましたことは極めて遺憾でありまして、責任を改めて痛感いたしますとともに、住民の皆様をはじめ、議員の皆様、あらゆる町関係者の皆様に、本当に、心から深くお詫びを申し上げる次第でございます。本当に申し訳ございません。

事件の原因を究明、また再発防止等検討する第三者委員会を設置させていただきたいと考えておりまして、それとともに、職員の綱紀の保持また服務規律の遵守を徹底いたしまして、町政に対する信頼の回復、時間はかかると思いますがけれども、全力で取り組んでまいりたいなというふうに思っておりますのでございます。

被疑者につきましては、ご存じのとおり、木津川市山城町平尾上垣内の光嶋隆、58歳でございます。概要といたしましては、被疑者は、本町が平成29年5月19日に開札執行いたしました平成29年度宇治田原町立保育所一時保育施設等建設工事の一般競争入札に関しまして、平成29年4月17日頃、Aを介して、甲（当時42歳男性）に対して、同工事の一般競争入札における秘密事項である設計金額を教示して、職務上不正な行為をし、これに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に供与されるものであったことを知りながら、同年10月上旬頃に、本町内において甲から現金数十万円の賄賂を受け取った容疑でございます。

なお、今月8日に逮捕された官製談合防止法違反容疑につきましては、京都地検が、19日に同法違反の罪で本被疑者を、光嶋を起訴したというところでございます。加重収賄罪と申しますのは、公務員が職務に関して賄賂を受け取ったり、また要求したりするなどして収賄罪を犯したことに加え、不正な行為をしたり、またすべき行為をしなかったりした場合などに罰則を厳しくするために適用する罪でございます。大変重い罪だということでございます。

あとの別紙のほうには刑法上の条文が載っておりますので、この辺は参考にさせていただきたいと思っております。

ご報告については以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（浅田晃弘） 説明が終わりました。

何かございましたら、お願いいたします。今西委員。

○委員（今西利行） 今光嶋の再逮捕を受けてということで報告がありましたけれども、第三者委員会を設置するとともに、職員の綱紀保持、それから職務規律の遵守を徹底し、町政に対する信頼回復に全力で取り組むというふうに述べておられます。このことについて、少し質問したいと思っております。

まず、1点目ですけれども、職員の綱紀保持、服務規律の遵守ということですから、それをどのように職員に徹底されていくのかということでお聞きしたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） もちろん綱紀保持というのは、綱紀粛清という、そういう意味でございます。やはり公務員としての当たり前のことができていなかったということをしつかりともう一回見直して徹底していくと。服務の規律につきましても、職務は法律に基づいて本町の職員は公務員としてやっておる中で、そういう部分のこともしっかりと徹底していく。第三者委員会におきましてもそういう指導は多分あると思いますので、そういうことで徹底してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） もうちょっと突っ込んで聞きたいんですけれども、それは、例えば全員集めて訓示をするのか、あるいはきちっと文書、今すぐにはできないと思うんですけれども、きちっと文書に書いて、前もコンプライアンスのことを言いましたけれども、その辺りはきちっと文書化されてきちっと提示されるのかどうかということもちょっとお聞きしたいです。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 私自身も、訓示ももちろん職員さんに直接徹底もさせてもらいたいし、やはりペーパーでそういう部分はしっかりと、それぞれが認識をしてもらうように、できるように取り組んでまいりたいなというふうに思います。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） そしたら、またこの特別委員会のほうにも、事後報告というか文書の報告をお願いしたいと思います。

2つ目ですが、信頼回復にどのように取り組むかということで、ちょっと1点聞きたいんですけれども、町長さんとして、業者との付き合いとか公私の区別など、どのような態度で臨まれてきたのか、ちょっと改めてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 利害関係のあるような相手さんとは、交流はほぼしない。今まででもしていない。これはやっぱりもともとから心がけてきたことございまして、これからもそういう気持ちでいきます。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） 今後さらによろしくお聞きしたいと思います。

それと、これに関連してなんですけれども、この前の話し合いで、光嶋氏については、特命担当という形で、例えば用地買収とか業者との交渉とかいう形で当たらせてきたというふうにお聞きしましたけれども、結果としてこのような事件を招いたわけですけれども、そのことについてどのように考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） このような事件と申しますのは、町立保育所について、こういう加重収賄というふうなことにまでいって逮捕された、これにつきましては、福祉の部長に就いていたときでございますので、特命の部分じゃないという、この部分は特命の部分じゃないので、この件に関しましては、福祉の部長としていってた部分の仕事の範囲であるというふうに認識しております。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西利行） 私のほうにもいろんな情報が伝わってきて、土地開発公社とか、あるいは今問題になっている南区の開発問題とかの関連の人からもいろいろ聞くんですけども、これまで光嶋氏については、そういういろんなところでいろいろ関わってきたということで、余罪について今聞いているんですけども。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員、これは今回の議事に入っておりませんので、後日そういう機会がありましたら質問等をしていただきたいと思いますと思うんですが。特に疑惑というのかうわさの部分で捉えてもらわないで、真実に基づいてお話ししていただければ委員会として成立していくと思いますので、よろしく願いいたします。委員。

○委員（今西利行） 今の委員長の指摘も尤もだと思うんですけども、余罪についてはということで、この前も話があったと思うんですよ。新聞報道でもそういう形でされていると。この特別委員会というのは、もちろん本件について考えることが中心になると思うんですけども、余罪等についても、私はこの前言ったと思うんですけども、光嶋氏がどのような役職に就いていて、それから事業内容、契約の経緯、予定価格、最低制限価格、落札額、それから落札率、新聞にもいろいろ書かれていますね、経緯が。その辺りも含めて全容解明していくというのが、この委員会の目的でもあると思うんですよ。だから、そこはすぐじゃなくていいですから、多分第三者委員会にも提出されると思うんですけども、そこはきちっとこの特別委員会にも提出していただいて議論をしていきたいというふうに思うんですけども、よろしく願いしたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） ほか、何かございましたら。馬場委員。

○委員（馬場 哉） まず、今回の加重収賄ということで、事件が新たな局面に入ったと

いう認識は、我々議員も当局も持っていたきたいと思います。それについては新聞等々でも報道もされておりましたし、今回事件を犯す、疑惑のある被疑者との関係で、業者の関係も新聞に出ておりますので、過去5年間で9件の入札を実施していたという部分については、後日で結構ですので、しっかりと詳細の資料を出していただきたいと思います。

それと、委員長、先ほど今西委員の質問にもありましたけれども、基本的には、もちろん当局のほうで第三者委員会のほうを立ち上げられますけれども、この委員会は、議会として当然並行して、過去の、職員がこれに至った状況であるとか今後の調査をするべき委員会でありますので、少し過去のことにも触れた質問をさせてもらってもよろしいですか。特命のことなんです。

○委員長（浅田晃弘） 後日やりたいなどは思っている内容でございますけれども。

○委員（馬場 哉） 特命のところは後日ですか。

○委員長（浅田晃弘） 思っているところですが、当局が答えられる範囲で答えてもらうようにお願いします。

○委員（馬場 哉） じゃあ、質問続けます。

前回私も特命のところら辺、特命を光嶋に与えていたところをちょっとお聞きしていたんですけども、事件には特命の部分は関係ないかもしれませんが、私が思うのには、特別な任務を与えられていたということが本人のおごりになっていたのと違うかと、普段の仕事から。そういう関連でお聞きをしたいと思います。

前回お聞きした件なんです、被疑者が、前回頂いた資料によりますと、平成28年度から健康福祉部長ということで、この間、28年、29年と特命を受けて仕事をされていたわけでございますけれども、30年には教育委員会のほうに異動をされました。

この間、30年4月には特命という部分は外されたんでしょうか、どうなんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 特命は外しました。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 30年4月に特命を外されたということで、30年、31年の、被疑者が教育委員会にいたときの建設事業部長はどなたでしたか。

○委員長（浅田晃弘） 山下副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、当時のところでは、今おります野田が建設事業部長を務めております。以上でございます。

- 委員長（浅田晃弘） 馬場委員。
- 委員（馬場 哉） 30年4月から建設事業部長に戻ってくる30年、31年は、野田さんが事業部の部長やったと。
- 委員長（浅田晃弘） 副町長。
- 副町長（山下康之） 28年度から、今の質問でございますけれども、野田部長が部長を務めております。
- 委員長（浅田晃弘） 馬場委員。
- 委員（馬場 哉） 容疑がかかっている被疑者が30年から教育委員会に行ったんですけれども、30年以降、いわゆるその被疑者から建設開発については、報告は、野田部長は受けておられませんか、何か。
- 委員長（浅田晃弘） 野田次長。
- 教育次長（野田泰生） すみません、どの案件のことを聞かれているのかちょっと分からなかったものですから。
- 委員長（浅田晃弘） 馬場委員。
- 委員（馬場 哉） 特命の部分ですけれども。
- 委員長（浅田晃弘） 野田次長。
- 教育次長（野田泰生） 特命のことに関してましては、私、平成28年4月に建設事業部長の辞令を受けました際に、当時健康福祉部長である光嶋さんのほうが特命を持っているということで聞いております。
- 委員長（浅田晃弘） 馬場委員。
- 委員（馬場 哉） 私が質問したのは、30年4月には今町長が特命を外したとおっしゃったので、それ以降、いわゆる特命の部分について、野田部長は報告を受けておられませんかということです。
- 委員長（浅田晃弘） 副町長。
- 副町長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、当時野田部長については、建設事業部長ということで、それともう一つまちづくりの推進部長ということで、そこに黒川も部長でございましたので、そういった大型の事業等々もありましたので、町長からもありました特命は外しておりますけれども、今日までの大きな事業の流れもございまして、黒川部長にお手伝いということで、それは黒川部長には報告はあったと思います。以上です。
- 委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 町長が特命を外されたのに、いわゆる容疑がかかっている被疑者が教育に行ってもまちづくり部長には報告があったと、そういうことですか、今おっしゃったのは。

○委員長（浅田晃弘） 副町長。

○副町長（山下康之） 今の、ちょっと私のあれがあれでしたけれども、福祉のときに特命をつけて、それから教育委員会のほうに出向したわけでございますけれども、そのときに、そちらのまちづくり推進部長のほうに黒川を置いたところで、今日までの流れがございますので、そういう部分での事務の引き継ぎもありますし、またそういう協力、そういう部分はあったと、こういう意味で報告申し上げたところでございます。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今副町長の説明で大体分かったと、理解しますけれども、教育のほうに行ってから、町長が特命を外していたのに、ある程度まちづくり部長、また副町長、町長は、事務の引き継ぎ程度でいわゆる仕事をしていたという認識は持ってはったわけですね。持ってはったんですね。そうなる。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今非常にまどろっこしい議論をされていると思うんですよ。これ、福祉部長で特命を与えたと、2年間。次に教育部長になった、町長部局から教育部局へ出向した。だから、町長としては、特命を与えてへんと言いながらも、現実には2年間同じことをやってきたんでしょう。そこをあやふやな言い方をするから分かった分からも議論になるんですよ。だから、町長部局から教育委員会の部局に行ったから、そこはできひんかった。けれども実際はやってもらっていたと。そのことをなんではっきり言わへんのですか。それを言わへんからおかしなことになる。それで、町長は外したと言っていますけれども、現実には外れていないでしょう。そこをきっちり説明しないから今おかしなことになっているんだと思うんですよ。委員長、それを整理して下さい。

○委員長（浅田晃弘） ただいま谷口委員が質問されております件につきまして、お答えいただけますでしょうか。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 教育委員会に出向したので特命という形は外しましたけれども、本町については、新名神関係等々の大型事業につきまして、やっぱりオール宇治田原で取

り組んでいかなければならない中で、過去の経緯からずっと流れがございますので、主としては、黒川部長がその重きの部長でございますけれども、やっぱり流れがありますので、フォローをしながら一緒に協力して、事業、新名神に関してはネクスコが中心でございますけれども、そういった中の地元としての協力というのはずっと完成まで続くものでございまして、そういった中ではお手伝いをしておるということでやっていただいたということでございます。

○委員長（浅田晃弘） 馬場委員。

○委員（馬場 哉） 今の町長の説明もちょっとよく分からないんですけれども、いわゆるオフィシャルではやらしていないけれども、全職員の協力体制の中で仕事をしてもらっていたということで、結局やらせていたということで理解してよろしいですか。いいですね。

委員長。

○委員長（浅田晃弘） どうぞ、そのまま続けてください。

○委員（馬場 哉） この件については、今回のいわゆる事件が表に出ているところとは直接関係はないところですが、本人が、そういう部分で、仕事の中で特命を受けているというおごりが事件の背景にあるのやったら、この件については組織の問題もありますので、今後再発防止のためにも、こういうところはしっかり考えていかないといけないと思います。繰り返しになりますけれども、オフィシャルとしては認めていないけれども、教育へいってからも仕事をしていたという部分に関しては、間違いないんですね。以上です。結構です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。榎木委員。

○委員（榎木憲法） 過去にちょっと聞き漏らしたかも分かりませんが、申し訳ないんですが、第三者委員会の設置時期というのは、いつ頃を考えておられるんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、町としては、先ほど町長のほうからも説明がありましたとおりでございますけれども、まず条例を策定して、議会のほうでなんとか早くご理解をいただく中で条例化させて、その中で委員会を設けたいというふうに思っておりますので、大変議員の皆さんにはお手数をかけますけれども、まず我々は条例提案をさせていただきたいと、このように思っております。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） ということは、まだはっきり、具体的にいつまでということは考えておられないですか。

○委員長（浅田晃弘） 副町長。

○副町長（山下康之） 今もいろいろご質問をいただく中、早くそうした第三者委員会を立ち上げて、いろんな角度から町政のいろんなところを調査していただこうと、こういうことを早急に取り組んでいきたいということも先だつての委員会で申し上げたところなんですけれども、まずは、なんとかお願いしたいのは、議会を開会いただいて、その中で条例化させて、その条例化の条例の中に第三者委員会をつくっていききたいと。単に第三者委員会を町で勝手につくると、こういうことはできないので、やはり重大事件と、こういうふうに思っておりますので、条例をお願いしたいと。それが早くご理解をいただけたら、早急に第三者委員会を動かしていきたいと、こういうふうに思っております。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 榎木委員。

○委員（榎木憲法） 非常に住民の方の関心のあることでもございますので、早急に立ち上げのほうをしていただくようお願いいたしまして、質問を終わります。以上です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。山本委員。

○委員（山本 精） 先ほど馬場委員からありました特命担当なんですけど、いろいろと話があったんですけども、特命担当ということであつて、権限とかは別になかったんですか。あつたんでしょうか。それはどういうところだったんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 特命につきましては、新名神絡みとかネクスコさんとの仕事のお手伝いというふうなことになりますので、特に新名神事業は本町の事業ではございませんので、権限とか、例えば予算とかいうのは、インターチェンジとかそういうことにつきましてはございません。ただ、やっぱりそういう地元としての協力として、いろいろ相談とか、そういう部分とかの地元として協力できることを協力していたというところでございます。権限とかは別にございません。

○委員長（浅田晃弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 新市街地整備も入っていますよね。そのところはどうか。その辺の権限とか。今言われたのは新名神の関係で。

○委員長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 新名神のほうは全然権限はございませんけれども、こちらの部分については、やっぱり本町の事業でございますので、今後のまちづくりの拠点となるということで、これは、言ったらいろんな部分で出てくることになるというふうに思います。

○委員長（浅田晃弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 権限は持たせたということですね。

○町長（西谷信夫） 権限というあれがちょっと分からないですけども、職員としての仕事という部分ではやってもらっていたということでございます。ただ、何か予算がどうのこうのとかいうのは、これは補正予算とかいろんな部分は議会のほうにご提案させてもらう部分であって、それは特命だけが権限を持っているというものではなくて、建設事業部がその辺の提案という形になりますので、特命の部分で出てくるわけでもございません。

○委員長（浅田晃弘） 山本委員。

○委員（山本 精） そういうことで、具体的にいろんなところでそういうふうな特命としてのいろんな働きかけをされていたということだと思います。

次に、今度の報道とか含めてあると思うんですけども、官製談合では起訴された。報道されていますけれども、今後の身分、この間もちょっと聞いたんですけども、以前の説明どおり分限休職で給料は6割支給できる規定になっているんですけども、それは支給されるということでしょうか。起訴されたらと言ってはりましたよね。

○委員長（浅田晃弘） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 先般も申し上げましたように、法律また条例上、まず地方公務員法において、職員が刑事事件に関し起訴された場合は、本人のその意に反してこれを休職することができるというのが地方公務員法でございます。そして、それを受けまして、本町の条例、宇治田原町職員の給与に関する条例の中で、この条項において、休職されるときは、その休職の期間中、これに給料及び扶養手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができるというのが条文でございます。これを受けまして、どういう対処をしていくかということになろうかと思っておりますけれども、条例上こういうふうになっておるところでございまして、今私がこの場で100分の60にするとと言えるものではございませんが、ただ、先般の8日に逮捕された件については起訴されたという事実が出てまいりましたので、一定の分限処分としての休職を命じていく必要があるというように考えております。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 山本委員。

○委員（山本 精） できるということですね。しんかてもええということも含めてあると思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） できるということですが、これだけの事実が出ておる中で、町といたしまして、分限処分、要は分限休職をしないという手は私はないかと思っておりますので、そういうものに基づきまして、一定の手続きを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。その辺は、また考えてほしいと思います。

それと、先ほどもそういう形で町職員としての身分保障はしなければならないとは思いますが、実際に何も仕事をしてへんわけですから、前回も降格の話をしましたけれども、降格というのはしたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） その辺りも、ご意見として承りたいと存じます。おっしゃいましたように、そういう手法もありかと思えます。私どもといたしましても、今後分限処分の後どういうふうにしていくかということがまた重要になってこようかと思えますが、まず1件目の件につきまして起訴されました。また今後、今回の再逮捕の案件についてどういうふうになっていくのかを、起訴されるのかどうかを見定めていく必要がある。そして、本人がこの事実を、認否をどうしているのかしていないのか。現状では、警察の発表によりますと、認否は発表されておりませんので、そういうところも、私どもとしてしっかり把握する中で、降格をするかしないかは別といたしまして、一定の今度は懲戒処分という問題が出てこようかと思っておりますので、その辺りの状況を見定めながら、できるだけ早いうちに、そういう確証を持った上で、一定の処分がまた必要になってくるのではないかと考えております。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。そういうふうにしてもらったいいと思います。

それと、前回の委員会でも、光嶋容疑者が有給休暇を消化し欠勤に入ったのはいつかというところで説明がなくて、洛タイ新報でも、31日までは有給で1日からは欠勤みたいなような記事が載っていたと思うんです。それをちょっとはつきりしておいたほうがいいんと違いますか、日にちも含めて。1日から8日までの間に欠勤扱い、欠勤にな

ったという話だったんですけども。

○委員長（浅田晃弘） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） まず、1点申し上げたいのは、先般私をご説明申し上げました事実と、新聞報道で発表された内容にちょっと若干齟齬があったのかなというように感じております。先般私が申し上げましたのは、出勤できていない10月19日以降は、年次有給休暇扱いでしたと。その後そのまま進んでまいりまして、12月1日時点、要は期末勤勉手当の基準日となる12月1日、この日もまだ年次有給休暇はありましたと。したがって、基準日にまだ存在しておるわけですから、満額期末勤勉手当を支給いたしました。その後12月8日に逮捕された時点では、1日から8日の間までに年次有給休暇が完全消化が終わりましたので、その間で終わった以降は欠勤扱いとなっておりますということを申し上げたというのが先般の私が申し上げた事情でございます。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 山本委員。

○委員（山本 精） その辺が誤解を生んでいると思うので、いつからというのが、はっきりしたほうがいいんじゃないですかということをお聞きしたんです。

○委員長（浅田晃弘） 奥谷理事。

○総務担当理事（奥谷 明） 正確に申し上げますと、12月3日まで年次有給休暇があつて、12月4日以降が欠勤扱いになっているという状況でございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。

もう最後になるんですけども、官製談合防止法では、調査結果の報告や損害賠償請求についても定められているんです。今度、この間見せてもらった第三者委員会の設置条例の中では、そういうことが抜けていたのかなというふうにも思います。抜けています。その点明記した条例にすべきではないのかなというふうに思うんですけども、その辺はどう考えてはりますか。

○委員長（浅田晃弘） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまの委員のご質問でございますけれども、先だって第三者委員会を町のほうがつくっていきたくい。その内容的には、こういったものを考えていますということで先だつては趣旨の説明をさせていただいたところでございますけれども、それは、あくまでも条例化する中で、全く違う角度から宇治田原町の中を見たとき

に、こういったことが今後も起こらないように、またどこに原因があるのか、そういった部分をいろんなところから点検して、そういう調査の報告を受けて、直すべきは直していこう、そういうことをしたいと。今おっしゃった職員の身分等々については、これはまた、本町には懲戒処分のそういった委員会がございますので、それはそれで別の機能として動いていくと、このように考えております。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。そういうふうにしていただきたいと思います。

本当にこれが最後なんですけれども、議会としては、光嶋氏が、容疑者が、議会答弁、本当にどうやったのかということを含めて虚偽答弁とかなかったのか、また不正をうかがわせるようなものがなかったのかなどの精査をしなければならないというふうに思います。そういう点で、今後のことやと思うんですけれども、特別委員会ではなくて、調査権限のある百条委員会が必要ではないかというふうに思いますので、今後またそういうことも含めて検討していただきたいと思いますということを申し上げて終わっておきます。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんでしょうか。原田委員。

○委員（原田周一） 私から、ちょっと1点だけ。

先ほどから出ています特命というのは、今日の再逮捕とは直接の関係はないとは思いますが、今後の調査委員会ということで、先ほどから権限が云々という話がいろいろ出ていたと思うんですが、要は特命ということに対する職務分掌、それはあるんですか、ないんですか。

○委員長（浅田晃弘） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、あくまでも、先だっでもご説明させていただきましたけれども、こういったまちの中では横断的に協力体制を取っていくというのは重々あるわけで、あくまでも特命の事項については事務分掌の範囲というように理解をいたしておりますので、特に権限がどうこう等、こういったものではないというようには思っております。

○委員長（浅田晃弘） 原田委員。

○委員（原田周一） 先ほどからいろいろ聞いていまして、特命に対する規定、こういうことを設けるとか命ずるとかというような、規定としてはざっくりしたものやと思うんですけれども、職務者が、各こういう仕事をするというようなものやと思うんです。そういったものがはっきりしていれば、先ほどみたいな権限があるとかないとかいうことも、そういう回答とかそういうやり取りもなかったと思うんですけれども、その辺が要は整

理されていないという理解でいいのでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、あくまでも、それぞれ町内部においてはいろんな事務がたくさんあるわけでございますけれども、その中の事務を特命でこれをやってほしいというような特別要綱を設けているというものでもないもので、ただ、こういう仕事も特命としてやってほしいと、こういう事務分掌内での処理というように理解しております。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 原田委員。

○委員（原田周一） 特命というのは、大体その仕事限定されると思うんです、こういう仕事ということで。ですから、逆に言うたら、分掌がないというのは逆におかしいというふうに私は理解するんですけれども、そうでもないのでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、先ほど言いましたように、事務分掌はたくさんあるわけございまして、特にそういった、これは重要な事業でもございますので、そういったことも、事務分掌の中には、何々に関する事、何々に関する事とっぱいたくさんあるわけございまして、そのうちのこれを特命でやってほしいと、こういう位置づけをただけであって、特にこれに関して、要綱を設けているとかそういった規則があるとかというものではないというふうには思っております。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 原田委員。

○委員（原田周一） そういうことで、いろいろある中のその部分と。それが、先ほど町長から答弁があった新名神絡みということですよ。なぜそういうことを聞いたかというたら、今後この委員会をずっと進めていくに当たって、いろんなことが出てきたときに、やっぱりそういった職務分掌、権限範囲とかがどうなっているのかというのが絡んでくるという思いがしたので、こういう質問をさせていただいたんですけれども、やっぱり今後、特命担当で、今後もいろいろケースバイケースによったら出てくると思うんです、辞令というんですか、そういうようなことが。そのときには、権限範囲であるとかそういうのは、こと細やかに職務分掌として規定を設けるべきやと思うんですけれども、その辺り、もう一度どうでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 副町長。

○副町長（山下康之） ただいまのご質問でございますけれども、特に特命の出ている事

項については、非常に町としても大きい事業でもございます。ただ、そうなりますと、例えばどここの課が住民の人からいろいろ困っているのやといういろんなことが出てきても、「いや、これは担当外ですので、これは担当のほうに言うてもらわんとできません」とか。こういうまちのよさというのは、ある程度横のつながりがあって、助け合いをしながらなかなかやっていくのが基本なまちでもございます。そういう中では、特命というのは、非常に大きな町としても事業でございましたのでそういう特命をつけましたけれども、今おっしゃっているようなところまで踏み込みますと、職員一人一人に、なんでもできる、これもせよ、あれもせよという、いろんな問題も非常に出てくるかなと思いますので、今おっしゃったように、今後の特命の在り方については十分検討は必要やと思いますけれども、そういう部分もあるということをご理解いただきたいと、こういうふうに思っております。以上です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございましたら。谷口委員。

○委員（谷口 整） 今回改めて官製談合以外に加重収賄で再逮捕されたということなんですけれども、非常に官製談合で逮捕されただけでも住民の皆さんの行政に対する信頼を著しく失墜させた。また、ここに加えて別件で再逮捕されたということは、非常に遺憾なことやというふうに思っております。私ども議会としまして、既にこの委員会、今日で3回目ですよ。事件に至った経過と真相解明に向けては全力で取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、これも先ほど出ておりましたが、町当局に当たっては、第三者委員会の立ち上げ、これはもう一日も早いこと立ち上げていただいて、真相の究明と再発防止に努めていただきたいということをまず冒頭に申し上げまして。

先ほど教育委員会での特命の云々というのを私が議事進行させていただいて整理をしていただいたんですけれども、これ、町長は任命していないという言い切られましたけれども、現実はずっと同じようにやってきてたんですよ。となれば、任命していないのに、教育委員会に行った光嶋当時の部長が、それをやっていたということは、教育委員会で本来の業務でない仕事、すなわち職務専念義務違反という形になるわけですよ。理屈で言えばですよ。だから、そこのところは、そういうことじゃなく、町がやはりそこはお手伝いをしてもらっていたんやということをはっきり言わないと、捕まった人間の名誉というのはおかしいですけれども、そこは勝手にやっていたんじゃないということきちっと説明をしておかないと、何か知らんけれども、全てが彼が悪いんやというふうなことになりかねるので、そこは、先ほどきちっと説明してほしいということを上申したわけです。

これ、皆さんが、特命のことをずっといろいろと議論されて問題にされているのも、恐らく今回の事案は、福祉部長が自分の仕事の権限に関わる部分での事件であったけれども、長い間特命で大型のプロジェクトの仕事に関わってきた、すなわち業者との、癒着という言葉がいいかどうかは分かりませんが、そういう接点があり、だから構造的に今回起こったという可能性もあるということをおっしゃりたいから、これずっとこの質問をされていると思うんですよ。その辺りで、町長のコメントでもありましたように、責任を改めて痛感いたしますというコメントがあったんです。責任の取り方というのはいろいろあると思うんですよ。だから、今恐らく、まだどういう形で、私の責任はここにありますがというのは言われていないんですけども、恐らくいろいろと考えて、遅かれ早かれこういう形が私の責任ですということをおっしゃるといふふうに思います。

これ、この間総理大臣なんかでも、閣僚が事件を起こせば、常に任命責任は私にありますと言っても、具体的に任命責任、みんなが分かるように任命責任を果たしたという記憶は全くないので、やはりここの責任の取り方、これはもう町長がしっかりと考えて、自分の責任の取り方は自分で考えて、きちっと責任は取っていつてもらえるものだというふうに私は思っておりますし、その辺りは、口だけではなくしっかりとやっていただきたいということをおっしゃいます。

次に、議会、私なんかも今回の事件が起こって、いろんな方から議会は何をしてんというお叱りも受けました。町のほうでチェックし切れない部分まで議会でチェックできたかというところ、そこは甚だ疑問のあるところなんですけれども、やはり議会というのは、行政のチェック機関ですよ。だから、しっかりとその辺りはチェックしていかねばならぬ。だから、今後この委員会の中で、いろいろとそこらについて真相解明はしていくという思いをおっしゃいます。

常に議会と町が緊張感を持ってということをおっしゃいます。そんな中で、議員と町長の距離間の取り方、これも議員の皆さんもしっかりとその辺りは認識していただいて、この委員会等もそうですし、またもう年が明ければ町長選挙もあるわけですよ。どういう形になるかは分かりませんが、その辺りは住民の皆さんが非常に注視をされているということであり、またこの委員会なりで今回の件をどういうふうに整理をしていくかということで、議会の真価が問われているというふうに私も思っておりますので、議員の皆さんもその辺りはしっかりとやっていただきたいなということをおっしゃいます。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、質問に入りますけれども、今回の事件の

報道で、仲介業者A、60代工務店経営、その事件に関わった入札に参加していたという書き方がされていたと思いますので、それからすれば、町のほうも、それが誰であるかというのが類推できると思うんですよね。この業者に対しての調査、土日を含んでいましたので恐らくされていないと思うんですけれども、この辺りはどうされますか。

○委員長（浅田晃弘） 政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 仲介業者というところでございますけれども、町独自として、捜査中でございますので、独自調査ができる状況ではございません。捜査の進展を待ってという形にはなりません。それと、そういう中で、事実確認等ができた段階で入札制度等検討委員会のほうで諮りながら指名停止要項等に照らして執行していくという形になるかと思っております。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） その件は分かりました。

次に、今回のこういう事件を職員が起こしたということは、宇治田原町の場合は、予定価格だとか最低制限価格が公表されていない。近隣市町では公表されているところもたくさんありますよね。だから、予定価格、最低制限価格を公表しておれば、職員が漏らすということとはなくなるわけですよね。こういう事件も起こらない。ただ、業者のほうで、それは談合する気があればなんぼでもできますし、またしてはならんことなんですけれども、この問題は、もう永遠のテーマだと思うんですよ、業者サイドの話は。ただ、職員がそういう事件に関わるということは、予定価格を公表すればそれはなくなりますよね。最低制限価格を公表してもランダム係数を採用すれば、そればビンゴの出る番号と一緒に、その場でないと、最低制限価格の揺れ幅というんですか、それは分からないから、そこは公表するというのも一つだと思うんですけれども、その辺りはどうなんでしょうか。その辺の考えはどうなんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 公表というのは、確かに委員ご指摘のとおり有効な手段だというふうに考えております。ただ、このことだけというか全体的に第三者委員会の中で話し合っていた中で結論を出しながらやるのが今としては最善ではないかというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 事件に絡んで話をするとするならば、第三者委員会の意見を聞いてということもありかと思うんですけれども、町としてこういう事件を防ぐという前提に

立って、また入札の在り方、公表だけじゃなくほかのこともあると思うんですけども、その辺りは、入札の在り方等については、やはり町は町としての考え方を持ってやっていくというのも一つの方法かなと思うんですよ。

ちなみに、近隣で予定価格なり最低制限価格を公表している自治体の割合というのは、どれぐらいありますか。分からなかったらいいですけども。できれば、今先ほど申しましたように第三者委員会の結論を待つのもいいですけども、入札の在り方自体については町独自でいろいろとまた検討していただくといいことも一つの方法やと思うんですけども、そこらはどうですか。

○委員長（浅田晃弘） 政策監。

○都市整備政策監（星野欽也） 今すぐできるという措置としては、確かに委員ご指摘のとおりかと思います。第三者委員会の結論と今当面どうしていくかという結論については、入札制度等検討委員会の中でも再度話し合っていて考えていきたいと思っています。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） そうしたら、入札制度等検討委員会の中でこの辺りも含めていろいろとまた議論をしていただいて、少しでも入札制度をよりいいものにしていただきたいということは意見として申し上げておきます。以上です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、日程第1を終了いたします。

次に、日程第2、その他について、ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようですので、これで、重大事件等調査特別委員会を終わります。本日はご苦労さまでございました。

閉 会 午前10時59分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

重大事件等調査特別委員会委員長 浅 田 晃 弘